

保育所・小規模保育事業A型幼保連携型認定こども園の設置運営事業者の選定方法（案）

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定します。

1 第1次審査（書類審査）

選定委員会において、書類審査による得点をもって、第2次審査に進む事業者を選定します。「事業者の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について評価を行い、各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第1次審査の得点が7割以上の事業者の中から、第2次審査に進む事業者を上位から最大3事業者選定します。

審査項目	区分	審査・評価内容
事業者の状況	事業者概要等	事業者概要 事業者の基本理念，基本方針，目標等 応募の動機 事業者が運営する施設にかかる事業者の自己評価・第三者評価等の取組についての考え方 監査状況
	事業者の経営状況	事業者の財務状況
園の組織・体制	全体計画	教育・保育理念，教育・保育方針，教育・保育目標 開園日・開園時間・定員区分 1号認定子どもの選考方法
	収支計画	収支予算計画書 保育料以外の保護者負担
	職員の育成・配置	人材育成 職員配置 履歴書（園長・施設長予定者）
	安全対策・危機管理体制	安全対策・危機管理体制
園の運営	教育・保育内容に関する計画（ 現保育課程等 ）	教育及び保育内容に関する全体的な計画（ 現保育課程，指導計画等 ） 幼保連携型認定こども園として特に配慮する点
	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への具体的な方針
	食育及び給食提供の考え方	食育 給食提供の考え方
	地域との連携等	子育て支援事業 地域との連携・交流 小学校との接続及び連携等 家庭的保育事業等との連携
	保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理	保護者に対する支援・連携 苦情解決処理

	その他の提案	その他配慮する取組や提案 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策 ・開園準備や開園後の取組等 ・その他 施設整備計画
--	--------	---

2 第2次審査（事業者面接）

選定委員会において、第1次審査を通過した事業者に対し、第1次審査に掲げる「事業者の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について、事業者の代表者・施設長・主任保育士・園長・主幹保育教諭等事業者の代表者として責任をもって対応できる方（出席人数は3名まで）を対象に面接を実施します。設置運営に向けた熱意や社会福祉・幼児教育の見識、また、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、職員の資質向上についての考えを理解し具体的な提案があるか等について直接聞き取りを行い審査します。

各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第2次審査の得点が7割以上の事業者の中から、第3次審査に進む事業者を上位から最大2事業者選定します。

なお、事業者面接に出席できない場合は、選定対象から除外します。

3 第3次審査（実地調査）

選定委員会において、第1次審査及び第2次審査を通過した事業者の運営施設において実地調査を行います。第3次審査に掲げる各審査項目について、事業者の代表者・施設長・主任保育士・園長・主幹保育教諭等事業者の代表者として責任をもって対応できる方（出席人数は3名まで）を対象に面接を実施し、施設の運営状況について直接聞き取りを行うとともに、施設で行われている教育・保育の状況等を調査し、審査します。各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第3次審査の得点が7割以上となった事業者の中から第2次審査と第3次審査の合計得点が上位の事業者を選定します。

なお、実地調査に応じられない場合は、選定対象から除外します。

審査項目	審査・評価内容
職員の育成・配置	人材育成 職員配置 施設長のリーダーシップ
安全対策・危機管理体制	安全対策・危機管理体制
教育・保育内容に関する計画（ 現保育課程等 ）	教育及び保育内容に関する 全体的な計画（現保育課程、指導計画等）
支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への具体的な方針
食育及び給食提供の考え方	食育 給食提供の考え方
地域との連携等	子育て支援事業 地域との連携・交流 小学校との接続及び連携等 家庭的保育事業等との連携
保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理	保護者に対する支援・連携 苦情解決処理